

議案第38号

工事請負契約の締結について

工事請負について、下記のとおり契約を締結したいので、みやき町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年みやき町条例第39号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1. 工 事 名 令和8年度みやき町立三根中学校体育館空調設備整備工事
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約金額 ￥103,950,000－
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥9,450,000－)
4. 契約の相手方 住 所 佐賀県鳥栖市立石町2066番地の2
氏 名 株式会社 栗山建設
代表取締役 栗山 清規

令和 8年 6月 2日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、みやき町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年みやき町条例第39号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。



建設工事請負仮契約書



- 1 工事番号 第6号
- 2 工事名 令和8年度みやき町立三根中学校体育館空調設備整備工事
- 3 工事場所 みやき町大字市武地内
- 4 工期 自 議会の議決を得た日から
至 令和9年2月26日まで
- 5 工事を施工しない日 原則、土曜日及び日曜日。ただし、別に定める場合はこの限りではない。
工事を施工しない時間帯 原則、午後5時から午前9時まで。ただし、別に定める場合はこの限りではない。
- 6 請負代金額 ¥ 103,950,000.-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥9,450,000.-)
- 7 請負代金額の支払地 みやき町役場 出納室
- 8 契約保証金 **¥ 10,395,000-**
- 9 建設発生土の搬出先等 該当なし
- 10 請負代金額のうち解体工事に要する費用等 別紙のとおり
- 11 経過措置 この仮契約書は、この契約締結にかかわるみやき町議会の議決を得たときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の契約書とみなすものとする。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の佐賀県建設工事請負契約約款の各条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙共同企業体協定書により頭書の工事を共同連帯して請け負う。

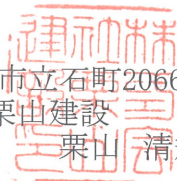
この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年5月25日

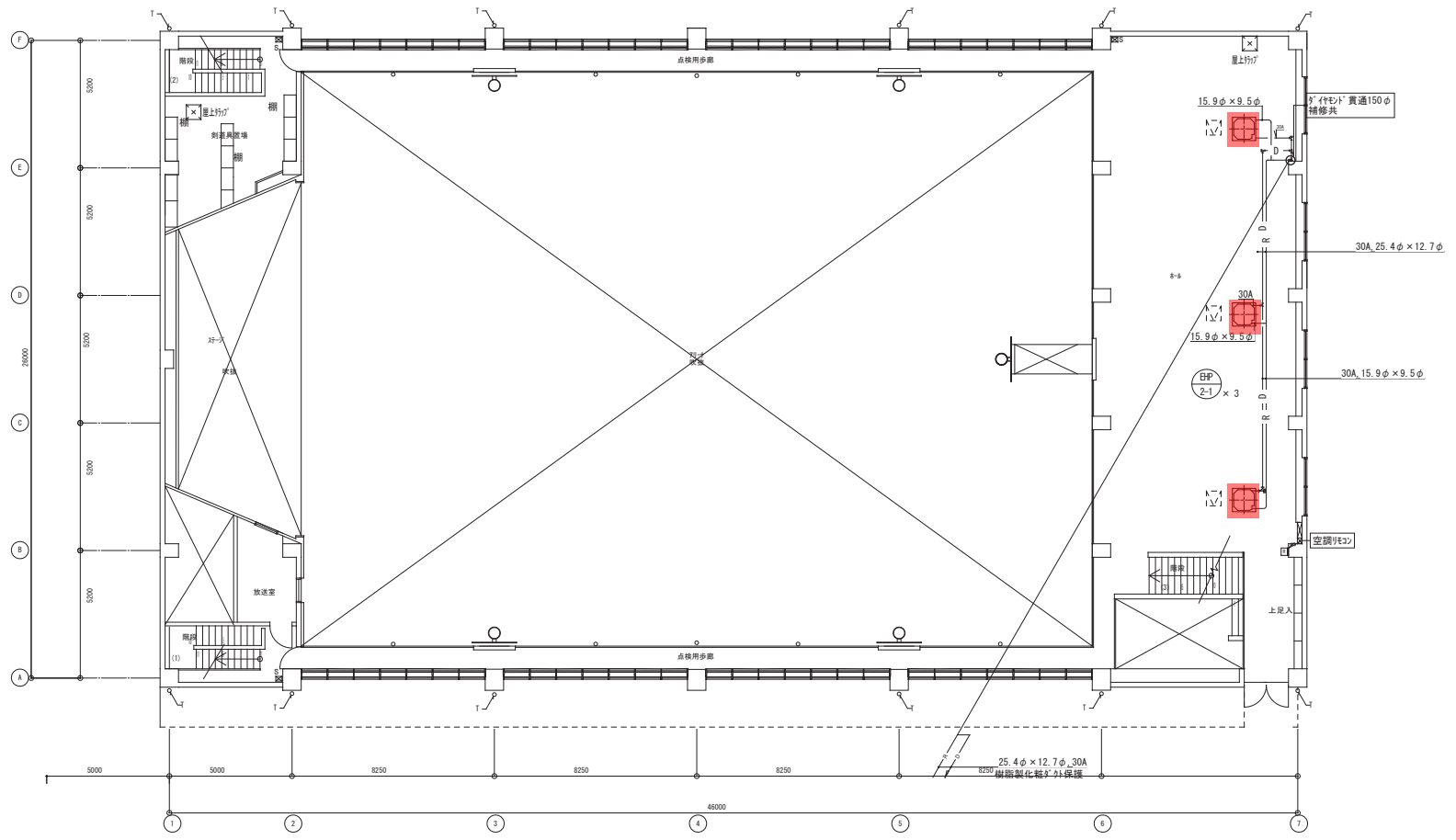
発注者 住所 佐賀県三養基郡みやき町大字東尾737番地5
氏名 みやき町長 岡 毅



受注者 住所 佐賀県鳥栖市立石町2066番地の2
氏名 株式会社 栗山建設 代表取締役 栗山 清規



※ この様式に記載された個人情報 は契約書類としてのみ使用し、その他の目的には使用しません。



2階平面図 S=1/100

 株式会社 石橋建築事務所 ISHIBASHI ARCHITECTS & ASSOCIATES	一級建築士事務所登録 佐賀支-416号	天井点検口600×600(建築工事) 天井開口補修(1000×1000)建築工事	設計者					管理建築士 一級建築士	工事名 みやき町立三根中学校体育館 空調設備整備工事(機械設備)	年月日 R8.2	設計書 2025-S-025
		一級建築士 第370091号						図 名 空調設備 2階平面図	編 尺 (A 1) (A 3) 1/100 1/200	図 番 M-05	
		徳山 種大									